

令和 3 年度(2021 年度)第 3 次豊中市男女共同参画計画の策定について**1. 【趣旨・計画期間】****【趣旨・位置づけ】**

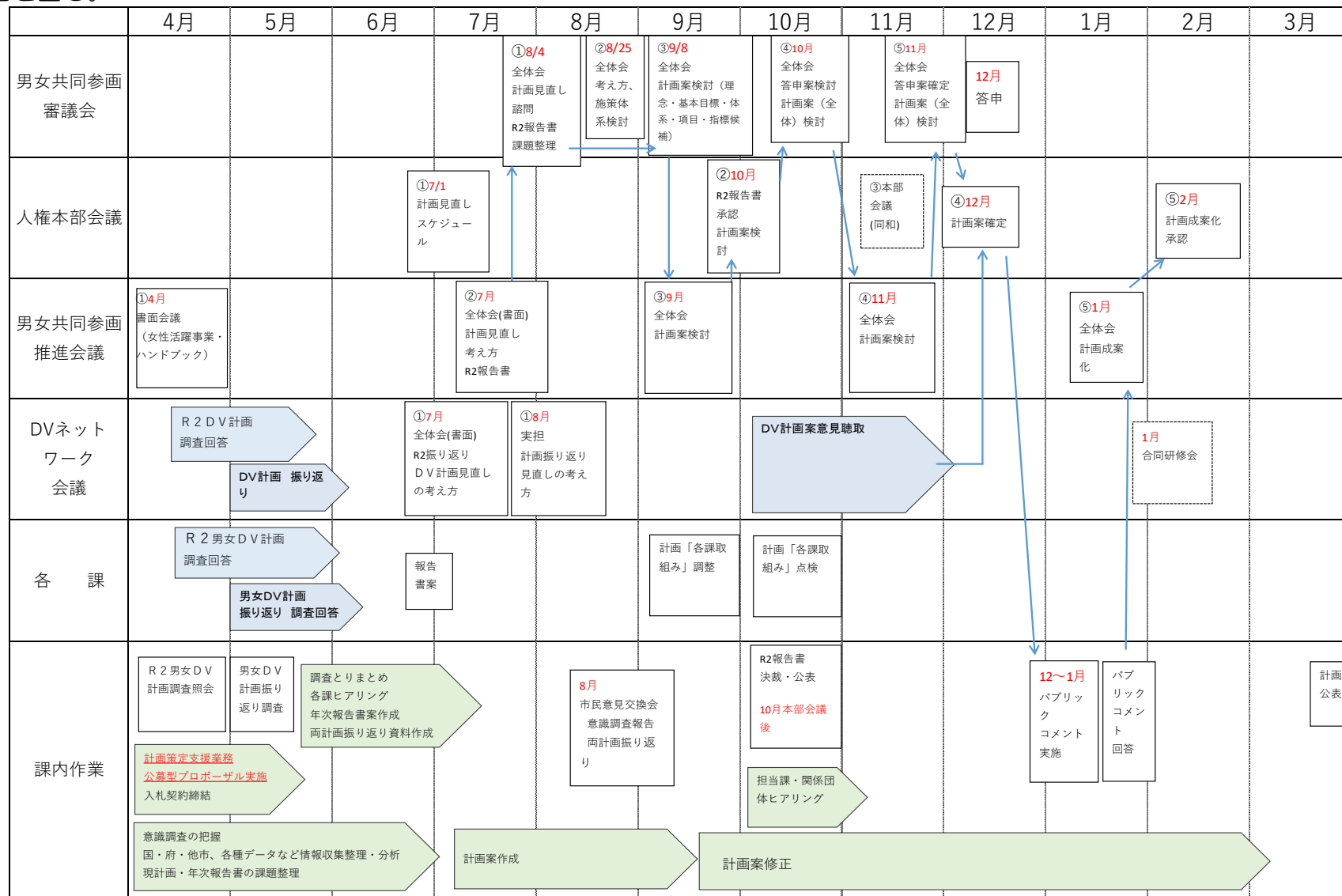
- ・「男女共同参画社会基本法」及び「豊中市男女共同参画推進条例」に基づく計画である。
- ・第 2 次豊中市男女共同参画計画改定版、第 2 次豊中市 DV 対策基本計画の計画期間が令和 3 年度（2021 年度）で終了となる。
- ・女性活躍推進法に基づく市町村推進計画、配偶者暴力防止法に基づく基本計画としても位置づけ、両計画を統合した新たな「第 3 次豊中市男女共同参画計画」として策定する。併せて、近年の社会情勢の変化、新型コロナウイルス感染症拡大による「新たな日常」について盛り込みつつ、「計画のめざす方向」を再設定する。
- ・総合計画の分野別計画として、「第 4 次豊中市総合計画」との整合を図る。
- ・国の「第 5 次男女共同参画基本計画」及び「大阪府男女共同参画計画（おおさか男女共同参画プラン（2021－2025））」をふまえる。

【計画期間】

- ・計画期間は令和 4 年度（2022 年度）～令和 13 年度（2031 年度）までの 10 年間とする。社会情勢の変化に柔軟に対応するため、令和 8 年度（2026 年度）に計画の中間見直しを行い、必要に応じて改定する。

2. スケジュール

- 両計画の取り組みを総括し、課題整理を行うとともに、国・府の動向、市民・事業所意識調査結果などを勘案して、計画の見直し・策定を行う。見直しなどにあたっては、審議会への諮問、庁内会議・市民意見交換会の開催を通じて検討を行い、パブリックコメントを経て、成案化を図る。



※業務の進行状況に応じて、会議時期や会議回数は変更の可能性があります。